

下請法改正に向けた事業者団体説明会実施のお知らせ

令和6年11月
中小企業庁取引課
公正取引委員会企業取引課
国土交通省住宅局建築指導課

我が国がデフレから完全に脱却し、経済の好循環を実現するためには、構造的な賃上げが必要であり、そのためには構造的な賃上げ原資の確保が必要であるところ、我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境の整備が重要であると考えております。

現在、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが必要である、という問題意識の下で、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を中心に関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催するなどして検討を進めております。

第1回～第4回企業取引研究会の実施を経て、議論の方向性が定まりつつあるため、下請法改正の方向性について御説明させていただきます。この説明会でお伺いした御意見等は、今後の企業取引研究会の資料作成や議論に活用させていただくことがありますので御了承ください。

なお、説明会の日程及び参加可能人数に限りがあるため、各業界団体・経済団体の皆様に御案内させていただきます。当日は、多数の参加が想定されるため、1団体あたり1アカウントの参加に御協力ください。また、当日使用されるアカウント名は団体名が分かるものとしていただくようお願いいたします。

・説明会日程

11月18日（月）17:00～18:00 @オンライン（Microsoft Teams）
11月19日（火）16:30～17:30 @オンライン（Microsoft Teams）
11月21日（木）11:00～12:00 @オンライン（Microsoft Teams）

※説明内容は同一ですので、いずれか一つに御参加ください。

なお、オンライン会議システムの安定的な接続のために、各回の参加可能枠は300とさせていただきます。

・形式

- ① オンライン形式（Microsoft Teams）
- ② 1時間（当日の状況により15分～30分程度延長する場合があります）
- ③ 説明者：公正取引委員会企業取引課長、中小企業庁取引課長 ほか
- ④ 参加用URL及び資料は登録いただいたメールアドレスに事前送付

・申し込みフォーム（11/14㍻）

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo03/setsumeikai>

・御説明内容（論点）

- ①支払条件に関する課題（約束手形、ファクタリング等）
- ②買ったたき規制の在り方
- ③物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方
- ④下請法の適用基準の見直し
- ⑤その他（金型以外の型等の取扱い、「下請」という用語 等）

これらの論点に関するこれまでの議論は、第1回～第4回企業取引研究会の事務局説明資料及び議事要旨を御確認ください。

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki/kaisaijyokyo/index.html>（公取委 HP）
[研究会 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](#)

・お問い合わせ先

- 中小企業庁事業環境部取引課 03-3501-1669
川森・長利・長井・楠瀬
- 公正取引委員会企業取引課 03-3581-3373
大坪・海保・村上・渡辺
- 説明会事務局メールアドレス exl-sitaukesetsumeikai-zimukyoku@meti.go.jp